宮城県薬物の濫用の防止に関する条例　対象薬物等の規制イメージ

【対象とする薬物等】

各個別法で規制

① 大麻
② 覚醒剤
③ 麻薬・向精神薬
④ けし・あへん
⑤ シンナー・接着剤

⑥ 医薬品医療機器等法に基づく第2条第15項の**大臣指定薬物**

指定薬物審査会

⑧ 知事指定薬物

⑦のうちで、現に県内で濫用又はそのおそれがあるとして、知事が指定した物

⑦ 上記①～⑥と同等に中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物

必要に応じ、公安委員会から要請

【規　　制】

使用する場所の提供、周旋 を規制

対象：⑥ 大臣指定薬物
⑧ 知事指定薬物
⑨ 告示禁止物品（広域規制製品）

公安委員会から通知

警告

必要に応じ、公安委員会から要請

製造、販売、所持、使用等 を規制

警告（※） → **命令（※）** → **刑罰**

6月～2年以下の懲役または30万円～100万円以下の罰金

⑦に規定される物の多くは、医薬品医療機器等法第76条の6第1項に規定される「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」として、**検査命令**及び**販売等停止命令**の対象となる。

⑨ 告示禁止物品（広域規制製品）

（厚生労働大臣が生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品）

と形状等が同一と認められる物品の

製造、販売等目的の陳列、広告を禁止

（※使用に関する規制はなし）

広域規制が解除されるまでの間、**購入、譲受、使用**を規制

公安委員会から通知

警告

凡　例

緑　色	条例で規定
青　色	各個別法で規制
桃　色	医薬品医療機器等法で規制（薬物）
黄　色	医薬品医療機器等法で規制（物品）
（※）	緊急時等、省略も可